改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第三条第二項第五号の規定に基づき、主務大臣の定めるものを次のように定め、平成十三年四月一日から施行する。 ［一～四　略］ 五　商工組合、商工組合連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、中小企業団体中央会、労働組合、商工会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会 六　［略］	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第三条第二項第五号の規定に基づき、主務大臣の定めるものを次のように定め、平成十三年四月一日から施行する。 ［一～四　同上］ 五　商工組合、商工組合連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、中小企業団体中央会、労働組合、商工会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会及び農業協同組合中央会 六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会に対するこの告示による改正後の二の規定の適用については、二中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法の一部を改正する等の法律附則第十条に規定する存続中央会」とする。

○政治資金適正化委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月十七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一四六三	山田　義雄	二八、一一、　二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一六四〇	岩田　渉	二八、一〇、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一六六九	吉田　勤	二八、一〇、　八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二一一八	岐部　近義	二八、　八、一一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二二四一	植田　稔	二八、　六、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二三〇六	原口　哲也	二九、　二、二一	本人からの申請
三七六五	佐藤　康平	二八、　六、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四六一二	松倉　善司	二六、一二、二三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○外務省告示第九十五号

平成七年八月四日にニューヨークで採択された「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」の締約国につき、平成二十九年二月九日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年四月八日外務省告示第二百号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ニウエ	平成十八年十月十一日	平成十八年十一月十日
インドネシア共和国	平成二十一年九月二十八日	平成二十一年十月二十八日
モロッコ王国	平成二十四年九月十九日	平成二十四年十月十九日
バングラデシュ人民共和国	平成二十四年十一月五日	平成二十四年十二月五日
フィリピン共和国	平成二十六年九月二十四日	平成二十六年十月二十四日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十一年四月一日	平成十三年十二月十一日
トリニダード・ドバゴ共和国	平成十八年九月十三日	平成十八年十月十三日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十一年十一月二日	平成二十一年十二月二日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年十月二十九日	平成二十二年十一月二十八日
クロアチア共和国	平成二十五年九月十日	平成二十五年十月十日
チリ共和国	平成二十八年二月十一日	平成二十八年三月十二日
エクアドル共和国	平成二十八年十二月七日	平成二十九年一月六日
ガーナ共和国	平成二十九年一月二十七日	平成二十九年二月二十六日

平成二十九年三月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十六号

平成二十九年三月六日にニアメで、ニジェール共和国における第二次コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二千六百万円

3　署名者

日　本　側　川村裕在ニジェール大使

国際連合開発計画側　フォデ・ンジャイ在ニジェール事務所代表

平成二十九年三月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十七号

平成二十九年三月七日にビシュケクで、キルギス共和国における電子政府システム設立のための国家統一住民登録支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　電子政府システム設立のための国家統一住民登録支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億四千九百万円

3　署名者

日　本　側　山村嘉宏在キルギス大使

国際連合開発計画側　アレクサンダー・アヴァネソフ在キルギス事務所代表

平成二十九年三月十七日

外務大臣　岸田　文雄